

# 皆野町立皆野中学校いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年4月策定

## はじめに

本校では、校内外で発生する様々な事案に対してどのような方針のもとに、誰が、いつ、どのように指導を行うかについて生徒指導対応マニュアルを作成し、教職員間の共通理解・行動連携を図っている。また、生徒同士の人間関係づくりの育成、人権教育・道徳教育の充実、生徒一人一人へのていねいな対応等、積極的な生徒指導を展開し、いじめ等の問題行動未然防止のための指導を強化している。

皆野町立皆野中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「皆野中学校基本方針」という。）は、これらの対策をさらに実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・皆野町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 皆野町立皆野中学校基本方針の策定

### 1 いじめの定義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そこで本校では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、様々な取組を進めてきた。生徒が安心して、安全に生活できる学校づくりを進めるためには、体系的・計画的にいじめの防止・早期発見に取り組み、いじめの問題への対策のための組織と手順を明確にしておくことが求められる。

#### いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。（文部科学省より）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめ防止に関する基本的な方針

#### (1) 基本理念

##### いじめ防止対策推進法 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の中学校基本方針及び県、町の中学校基本方針を参照し、本校の事情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

皆野中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめ防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、皆野中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを盛り込む。

具体的には以下のとおりとする。

- ・ 法第22条に基づく組織の位置付けについて
- ・ いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制づくり
- ・ 策定に当たり自校の課題を洗い出し教職員や学校関係者の認識の共有を図る
- ・ 生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努めること
- ・ 全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策
- ・ いじめに関するアンケート調査の年間実施回数について
- ・ P D C Aサイクルによる検証と基本方針の見直しについて
- ・ 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間での生徒を主体とした取組について
- ・ 重大事態への対処について、教職員が何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにすること

## (2) いじめの禁止

本校生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。

# 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

## 1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

#### いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「皆野中学校いじめ問題対策委員会」（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。

いじめ問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任、部活動顧問、関係職員も加えることができるものとする。

また、いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家（S C、S S W等）、弁護士、医師、教員・警察官経験者、P T A、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、皆野町教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、皆野町教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、皆野町教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通理解の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

### (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、皆野町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ア いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわ

せないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれるこことなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために以下のことを念頭に置いて指導に当たる。

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

更に、いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接的にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、教師の不用意な一言や言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合及び教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壤を温存させている場合などがあることにも十分留意する。

#### (イ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
  - ・ 居場所をつくる。
  - ・ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
  - ・ 規準を示す。(「…してはならない。」だけでなく、「こんなときはこうするといいよ。」)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・ 分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
  - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

#### (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを防止する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

## (エ) 学校行事

生徒に自己有用感や自己肯定感を育む取組として、学校行事においても生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

## (オ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめ防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## (カ) インターネットを通じて行われるいじめ防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう次のような施策を推進し、情報モラルの向上と徹底を図る。

- ① 特別活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。
- ② 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、「生徒指導・教育相談だより」などを活用し、積極的な情報発信を行う。また、家庭訪問・三者面談等で、保護者との情報共有を積極的にはかる。
- ③ 埼玉県教育委員会生徒指導課が配信している「埼玉県ネットトラブル注意報」を校内に掲示したり活用したりすることで、生徒のネットモラルの向上や保護者の意識の高まりに努め、ネットトラブルの未然防止につとめる。

## (キ) 多様な性の尊重

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒が少なからず存在しているとの指摘もある。こうした生徒が安心して学校で学べるようにするために、性同一性障害や性的指向・性自認について、研修を通じて教職員への正しい理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談体制を構築する。

### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「Ts2019」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ) 「Ts2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「Ts2019」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

### ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることの無いよう、すみやかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、特別の指導計画による指導や出席停止、警察との連携による措置を行う。

(イ) いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じことであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどと通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許されないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行動等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 皆野町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を皆野町教育委員会へ速やかに報告する。

いじめ防止対策推進法 第23条2

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

## 二 組織的対応と家庭・地域との連携

(ア) 校内の連携

教職員はいじめ及びいじめと疑われる事案若しくは注意・配慮を必要とする状況を把握した場合には、直ちに学年主任、生徒指導主任に報告する。報告を受けた学年主任、生徒指導主任は、関係職員と連携して事実確認を進めるとともに、管理職に報告し指示を仰ぐ。

○ 学級担任等

- ・ 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

○ 養護教諭

- ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さについて生徒への啓発を進める。生徒の抱く不

安や悩みについて、気軽に相談に応じる。

○ 生徒指導主任

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図るとともに、絶えず管理職・学年関係職員等との情報共有・連携に努める。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回等を積極的に進め、生徒が生活する場の異常の有無について、絶えず細心の注意を払う。

○ 管理職

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に積極的にリーダーシップを発揮する。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているかを定期的に点検する。

(イ) 家庭・地域との連携

- ・ 保護者には各種たより等を通じて、学校での取組紹介や相談機関の紹介を行う。
- ・ 家庭と連絡を密にし、当該生徒やその保護者の意向を聴き、慎重に対処する。
- ・ 民生児童委員、保護司会と連携し、地域での生徒の様子を把握する。
- ・ P T A 本部との連携を密にし、情報提供を求め、協力体制を築く。

(ウ) 関係機関との連携

- ・ 警察署少年係と連携する。
- ・ 熊谷児童相談所・警察サポートセンターとの連携、各種相談機関に関する保護者への啓発活動を行う。
- ・ スクールカウンセラーを有効活用し、教育相談部との連携においていじめ問題について対応を検討する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。[(2) ア (ア) 参照]

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は皆野町教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校としてすでに調査している事案であっても、重大事態となつた時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、皆野町教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## (2) 皆野町教育委員会又は本校による調査

### いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同校の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### ア 重大事態の発生と調査

##### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

##### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は皆野町教育委員会へ、事態発生について報告する。

##### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに皆野町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結

果を得られないと皆野町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、皆野町教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査の主体となる場合、法第28条第3項に基づき、皆野町教育委員会との連携を図りながら実施する。

## (エ) 調査を行う組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、皆野町教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

## (オ) 事実関係を明確にするための調査実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、皆野町教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### ① いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り、聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

### ② いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## (カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒に自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考するものとする。

- ① 背景調査に当たり遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、皆野町教育委員会からの情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「I's2019」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

#### （キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### イ 調査結果の提供及び報告

#### （ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、皆野町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

#### （イ）調査結果の報告

調査結果については、皆野町教育委員会を通じて皆野町長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添え

て皆野町長に送付する。

### 3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にある得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、皆野中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、皆野中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### (1) いじめ問題対策委員会の具体的な役割

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

いじめ防止取組状況の把握と検証（P D C A）については、年5回の会議を開催し、取組が計画的に進んでいるか、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行う。生徒に対して相談・指導・支援→アンケート分析・状況報告→取組検証を繰り返し行う。

### (2) 年間計画

学期	取組計画
1 学期	<ul style="list-style-type: none"><li>毎月のいじめアンケート（生徒指導部）</li><li>いじめ防止教育（各学年）</li><li>各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li><li>第1回いじめ問題対策委員会（「学校基本方針」策定）</li><li>相談窓口の周知（各学年・教育相談部）</li><li>「いじめ防止基本方針」のHP掲載</li><li>人権講話（校長）</li><li>いじめ根絶委員会募集及び結成（人権担当）</li><li>いじめ根絶朝会（いじめ根絶委員会・生徒会・人権担当）</li><li>非行防止教室（いじめに関する話を含む）（生徒指導部）</li><li>一学期生活アンケート（いじめに関する調査項目を含む）</li><li>第2回いじめ問題対策委員会（アンケート分析、状況報告）</li><li>三者面談・家庭訪問（夏季休業中）</li></ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"><li>夏休みアンケート（いじめに関する調査項目を含む）</li><li>第3回いじめ問題対策委員会（アンケート分析、取組の検証）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ根絶集会【いじめ根絶強調月間】(いじめ根絶委員会・生徒会・人権担当)</li> <li>・二学期生活アンケート(いじめに関する調査項目を含む)</li> <li>・第4回いじめ問題対策委員会(アンケート分析、状況報告)</li> <li>・三者面談(各学級)</li> </ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三学期生活アンケート(いじめに関する調査項目を含む)</li> <li>・第5回いじめ問題対策委員会(アンケート分析、年間取組の検証、年間計画の作成)</li> </ul>

(3) 附記

- ・この基本方針は、平成26年4月に策定した。
- ・この基本方針は、平成27年4月に改訂した。
- ・この基本方針は、平成28年4月に改訂した。
- ・この基本方針は、平成30年4月に改訂した。
- ・この基本方針は、平成31年4月に改訂した。
- ・この基本方針は、令和2年4月に改訂した。
- ・この基本方針は、令和3年4月に改定した。

〈指導体制〉・いじめ問題への対応の流れ(「New I's」P22参照)

